発行日 第 146号(令 和 5 年 9 月 25日 発 行) 5 目、15目、25目 発 行 所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 次 目 頁 「規則门 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポ 3 \triangle ーツ文化局文化振興課】 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労 4 横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局文化 \triangle 5 振興課】 \triangle 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢健康福祉課】 6 横浜市道路占用規則の一部を改正する規則【道路局管理課】

| \triangle | 自動車臨時運行許可番号標の失効【金沢区総務課】 | 32 |
|-------------|---|----|
| [水 | 道局] | |
| \triangle | 横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正【経理課】 | 33 |
| [交 | 通局] | |
| \triangle | 横浜市高速鉄道障がい者用ICカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程【高速鉄道本 | 34 |
| | 部営業課】 | |
| \triangle | 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程【自動車本部営業課】 | 35 |
| \triangle | 横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】 | 36 |
| \triangle | 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】 | 38 |
| \triangle | 横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統の一部改正【自動車本部営業課】 | 39 |
| \triangle | 地域限定共通1日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】 | 40 |
| [医 | 療局病院経営本部] | |
| \triangle | 横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の一部改正【病院経営課】 | 42 |
| | | |

規則

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第68号

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例(令和4年3月横浜市条例第4号)は、令和6年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第69号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。 別表第 1 中

特定任期付職員 横浜市衛生研究所長 100 分の 19.5

を 「

Γ

| 特定任期付職員 | 政策局政策担当理事 | 100 分の20 |
|---------|-----------|-------------|
| | 横浜市衛生研究所長 | 100 分の 19.5 |

に改める。

(横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則(昭和62年3月横浜市規則第59号)の一部を次のように改正する。

表中「公営企業管理者」の次に「及び政策局政策担当理事(特定任期付職員である者に限る。)」を加える。

(横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

第3条横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和35年5月横浜市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2の表中「公営企業管理者」の次に「及び政策局政策担当理事(特定任期付職員である者に限る。)」を加える。 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第70号

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市区民文化センター条例施行規則(平成5年6月横浜市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

| 横区ン | ホール | 7 日 |
|-----|-------|------|
| 浜民タ | ギャラリー | 14 日 |
| 市文丨 | 音楽ルーム | 7 日 |
| 港化 | 練習室 | 2 日 |
| 北セ | 楽 屋 | 7 日 |

別表第2横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加え

| 横浜市港北 | | ホール、ギ | | 音楽ルーム |
|-------|---|-------|---|-------|
| 区民文化セ | 同 | ャラリー | 同 | 、練習室、 |
| ンター | | | | 楽 屋 |

附 則

この規則は、令和6年3月24日から施行する。

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第71号

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規 則

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則 (平成15年9月横浜市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号中「(横浜市外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

横浜市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第72号

横浜市道路占用規則の一部を改正する規則

横浜市道路占用規則(昭和32年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条の3」を「第4条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、市長の定める電子情報処理組織を使用して前項の許可の通知をすることにより、同項の許可書の交付に代えることができる。

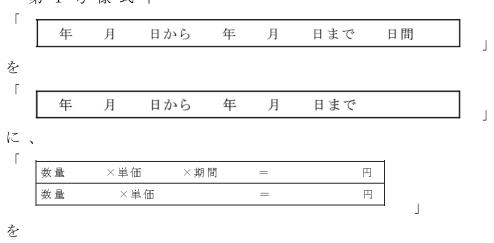
第4条第1項中「第4条第3号」を「第4条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第2条第3項の規定は、前項の規定による許可書の交付について準用する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条第3項の規定は、前項の規定による許可書の交付について準用する。

第1号様式中



に改める。

Γ

第2号様式中「占用者番号」を「指令番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

円円

2 この規則による改正後の横浜市道路占用規則第2条第3項、第4条第3項及び第6条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に行う許可書の交付について適用する。

告示

横浜市告示第 531 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

1 改刻

| 公印の名称 | 使用開始年月日 | 印 影 |
|---------------------------|--------------------|----------------------------------|
| 横浜市南区長印 | 令和5年 10月1日 | 横浜市 南 区 長 印 (カ21ミリメートル) |
| 横浜市区長印 (税専用 (60 - 01)) | 令和5年 10月1日 | 横浜市 区長印 税専用 (60-01) |
| 横浜市区長印(税専用(60-02)) | 令和 5 年 10 月 1 日 | 横浜市 区長印 競専用 (60-02) |

2 廃止

| 公印の名称 | 廃止年月日 | 印影 |
|--------------------|---------------|---|
| 横浜市南区長印 | 令和5年 10月1日 | 横浜市 南 区 長 印 (カ21ミリメートル) |
| 横浜市区長印(税専用(60-01)) | 令和5年10月1日 | 横浜市 区長 印 税専用 (60-01) |

| 横浜市区長印(税専用(60-02)) | 令和5年10月1日 | 横浜市 区長印 税専用 (50-02) |
|--------------------|-----------|------------------------------|
|--------------------|-----------|------------------------------|

横浜市告示第 532 号

令和5年度横浜市一般会計補正予算(第3号)ほか1件の要領公表

令和5年9月21日の市議会において議決を得た令和5年度横浜市一般会計補正予算(第3号)ほか1件の要領を、別冊のとおり公表する。

令和5年9月25日

横浜市告示第 533 号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春 (単位:パーセント)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----------|------------|----------|-----------|
| _ | _ | 9. 7 | 129. 2 |
| (11.25) | (16. 25) | (25.0) | (400.0) |
| (20.00) | (30.00) | (35.0) | |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「一」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。

横浜市告示第 534 号

令和4年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春(単位:パーセント)

| | 会計の名称 | 資 金 不 足 比 率 |
|-------|-------------|-------------|
| 港湾整 | 備事業費会計 | _ |
| 中央卸 | 売 市 場 費 会 計 | |
| 中央と | 畜場費会計 | |
| 風力発 | 電事業費会計 | |
| 下水道 | 事業会計 | _ |
| 埋立事 | 業会計 | _ |
| 水道事 | 業会計 | _ |
| 工業用 | 水道事業会計 | _ |
| 自動車 | 事業会計 | _ |
| 高 速 鉄 | 道事業会計 | _ |
| 病院事 | 業会計 | _ |

備考

- 1 資金不足額がない場合は「一」と表記する。
- 2 経営健全化基準は 20.0 パーセントである。

横浜市告示第 535 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春 次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。)

| 指 | 定 | 年 | 月 | 法 | 人 | 又 | は | 寸 | 体 | \mathcal{O} | | | | | | | | 寄 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|-------------|---|---|---------------|---|---|----|---|---------------|---------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日 | | | | 名 | 称 | | | | | | は | 事 | 業 | 所 | \mathcal{O} | 所 | 在 | 対 | 象 | と | な | る | 日 | 又 | は |
| | | | | | | | | | | | 地 | | | | | | | 期 | 間 | | | | | | |
| 令 | 和 | 5 | | 公 | | | | | | | | | | | | | | 令 | 和 | 5 | 年 | 4 | 月 | 1 | 日 |
| 9 | 月 | 8 | 日 | 奈 | Ш | ゆ | \emptyset | 社 | 会 | 福 | 丁 | 目 | 18 | 番 | 地 | \mathcal{O} | 16 | | | | | | | | |
| | | | | 祉 | 財 | 寸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

横浜市告示第 536 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春 次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。)

| 指 | 定 | 年 | 月 | 法 | 人 | 又 | は | 4 | 体 | \mathcal{O} | 主 | た | る | 事 | 務 | 所 | 又 | 寄 | 附 | 金 | 税 | 額 | 控 | 除 | \mathcal{O} |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------------|----|---|---|---|---------------|---|----|----|---|---|---|----|---|---|---------------|
| 日 | | | | 名 | 称 | | | | | | は | 事 | 業 | 所 | \mathcal{O} | 所 | 在 | 対 | 象 | と | な | る | 日 | 又 | は |
| | | | | | | | | | | | 地 | | | | | | | 期 | 間 | | | | | | |
| 令 | 和 | 5 | 年 | 学 | 校 | 法 | 人 | 桐 | 朋 | 学 | 泉 | 区 | 上 | 飯 | 田 | 町 | 3, | 令 | 和 | 5 | 年 | 3 | 月 | 7 | 日 |
| 9 | 月 | 8 | 日 | 園 | | | | | | | 85 | 7 | 番 | 地 | | | | カュ | 5 | 令 | 和 | 10 | 年 | 3 | 月 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 日 | ま | で | | | | |

横浜市告示第 537 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

| 横 | | 市 | 长 | 111 | 中 | 竹 | 春 |
|------|-----|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 1754 | 127 | 1 3 | 12 | р | - 1 | 1.1 | /H* |

| 排水施設の方 | | · 水 : い | | | 共 | 下 | 水 | 道 | に | 流 | 入 | さ | せ | な | け | れ | ば | な | 5 | 供年 | | 開日 | 始 |
|--------|---|---------------|---|---------|---|---------------|---|-----------------------------|---------------|---------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|---------------|---|----|-----|----|---|
| 式 | | , | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | ' | / • | | |
| 合流式 | i | 鶴 | 見 | 区 | 梶 | Щ | | 丁 | 目 | 0 | _ | 部 | | | | | | | | 令 | 和 | 5 | 年 |
| | | 港 | 北 | 区 | 新 | 吉 | 田 | 町 | \mathcal{O} | _ | 部 | | | | | | | | | 9 | 月 | 25 | 日 |
| | | 都 | 筑 | 区 | Ш | 向 | 町 | \mathcal{O} | _ | 部 | | | | | | | | | | | | | |
| 分流式 | | 鶴 | 見 | 区 | 末 | 広 | 町 | 0) | _ | 部 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 保 | 土 | ケ | 谷 | 区 | 仏 | 向 | 町 | \mathcal{O} | _ | 部 | | | | | | | | | | | |
| | | 旭 | X | 今 | 宿 | 西 | 町 | ` | 今 | 宿 | 南 | 町 | 及 | $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ | 鶴 | ケ | 峰 | _ | 丁 | | | | |
| | 目 | \mathcal{O} | 各 | _ | 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 磯 | 子 | 区 | 杉 | 田 | 八 | 丁 | 目 | \mathcal{O} | _ | 部 | | | | | | | | | | | |
| | | 緑 | X | 新 | 治 | 町 | 及 | $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ | 白 | Щ | _ | 丁 | 目 | \mathcal{O} | 各 | _ | 部 | | | | | | |
| | | 青 | 葉 | 区 | 恩 | 田 | 町 | ` | 新 | 石 | Ш | _ | 丁 | 目 | ` | 新 | 石 | Ш | 兀 | | | | |
| | 丁 | . 目 | 及 | C_{k} | 元 | 石 | Ш | 町 | \mathcal{O} | 各 | _ | 部 | | | | | | | | | | | |
| | | 都 | 筑 | 区 | 池 | 辺 | 町 | ` | 大 | 熊 | 町 | ` | Ш | 向 | 町 | ` | Ш | 和 | 町 | | | | |
| | 及 | び | 東 | 方 | 町 | \mathcal{O} | 各 | _ | 部 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 戸 | 塚 | 区 | 上 | 柏 | 尾 | 町 | , | 小 | 雀 | 町 | 及 | $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ | 矢 | 部 | 町 | \mathcal{O} | 各 | | | | |
| | | 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

横浜市告示第 538 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を 所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。 令和5年9月25日

| | 1 | 以 (1) (1) | 1 11 |
|-------------------|-------------------------------|---|--------------------|
| 終末処理場の名称 | 終末処理場の位置 | | 処 理 開 始 年 月 日 |
| 横浜市環境 制造局北部 第一水再生 | 鶴 見 区 元 宮 二 丁 目 6 番 1 号 | 鶴見区梶山二丁目の一部 | 令和5年9月25日 |
| 世ンター横浜市環境 | 鶴見区末広 | 鶴見区末広町の一部 | |
| 創造局北部第二水再生センター | 町 1 丁 目 6番 地 の 8 | | |
| 横浜市環境制造局性と | 神奈川区千若町1丁目1番地 | 保土ケ谷区仏向町の一部 | |
| 横浜市環境 間 造局港 センター | 港北区大倉 山七丁目40 番1号 | 港北区新吉田町の日部 青葉区新石及び元元 明 新石の各一部 町の各一部 で、大郎町 で、大郎町 で、大郎町 で、大郎町 で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、大郎の で、、 | |
| 横浜市環境割造局都次 再生センター | 都筑区佐江戸町25番地 | 旭区今宿西町、今宿南町及の毎年の日間では 一部 緑区新治町及び白山 一部 緑区の各一部 青葉区周田町の一部 都筑区川和町の一部 | |
| 横浜市環境制造局栄第一水の | 栄区小菅ケ 谷二丁目 5 番 1 号 | 戸塚区小雀町の一部 | |
| | 栄 区 長 沼 町 82 番 地 | 戸塚区上柏尾町及び矢部町の一部 | |

横浜市告示第 539 号

公共下水道の排水施設の方式の変更

鶴見区駒岡四丁目の一部における公共下水道の排水施設の方式を、合流式から分流式に変更する。

都筑区川向町の一部における公共下水道の排水施設の方式を、合流式から分流式に変更する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

公告

横浜市公告第 557 号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の

一部の解除

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(令和5年2月横浜市公告第60号)により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和5年9月25日

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地 保土ケ谷区川島町 522 番の3の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第 558 号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(令和5年4月横浜市公告第228号)により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和5年9月25日

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地中区北仲通六丁目 103 番、 104 番、 105 番、 109 番、 110 番、 115 番、 119 番、 120 番、 121 番、 122 番、 123 番、 125 番及び 126 番の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類 鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置 基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 559 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和5年9月25日

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
 - 戸塚区戸塚町字二十一ノ区 5,016 番の 1 、 5,016 番の 5 、 5,027 番の 2 、 5,027 番の 11 、 5,061 番の 2 、 5,063 番の 1 、 5,092 番の 2 、 5,109 番の 3 、 5,109 番の 10 及び 5,111 番の 2 の各一部並びに 5,016 番の 6 及び 5,016 番の 8
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエ チレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ふっ素及び その化合物

横浜市公告第 560 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

| | | J) \ | 仆 | Эπ | F 5 |) 月 | 20 |) 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|----------|-----|---------------|----|------|---|----|------|-------|-------|---|---|---|---|---------------|---|---|---|----|---|----|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | 横 | 浜 | 市 | 長 | Ļ | Ц | ᅧ | þ | 个 | 亇 | 春 |
| 公 | 遠 | 0) | 名 | 称 | | 位 | | 置 | | _ | 時 | 利 | 用 | 停 | 止 | | 時 | 利 | 用 | | 時 | 利 | 用 | 停 | 止 |
| | | | | | | | | | | 0 | 区 | 域 | 及 | び | 面 | 停 | 止 | \mathcal{O} | 態 | 期 | 間 | | | | |
| | | | | | | | | | | 積 | | | | | | 様 | | | | | | | | | |
| 釜 | 利 | 谷 | 坂 | 本 | 金 | 沢 | 区 | 釜 | 利 | 別 | 図 | 0 | ح | お | り | 立 | 入 | 禁 | 止 | 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 |
| 公 | 園 | | | | 谷 | 南 | _ | 丁 | 目 | 3 | , 42 | 8 | m^2 | | | | | | | 1 | 日 | カゝ | 5 | 令 | 和 |
| | | | | | 3 | 番 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 年 | 2 | 月 | 20 | 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ま | で | | | | |
| 沢 | 木 | 谷 | 第 | 兀 | 金 | 沢 | 区 | 釜 | 利 | 別 | 図 | 0 | ح | お | り | 立 | 入 | 禁 | 止 | 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 |
| 公 | 園 | | | | 谷 | 南 | 三 | 丁 | 目 | | , 32 | | m^2 | | | | | | | 1 | 日 | カュ | ら | 令 | 和 |
| | | | | | 18 | 番 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 年 | 2 | 月 | 20 | 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ま | で | | | | |
| 上 | 矢 | 部 | 宮 | 下 | 戸 | 塚 | 区 | 上 | 矢 | 別 | 図 | の | ک | お | り | 立 | 入 | 禁 | 止 | 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 |
| 公 | 園 | | | | 部 | 町 | 47 | 7 | 番 | 1 | , 33 | 3 | m^2 | | | | | | | 2 | 日 | カュ | ら | 令 | 和 |
| | | | | | 0) | 6 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 年 | 1 | 月 | 31 | 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ま | で | | | | |
| 上 | 矢 | 部 | セ | キ | 戸 | 塚 | 区 | 上 | 矢 | 別 | 図 | 0) | ٢ | お | り | 立 | 入 | 禁 | 止 | 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 |
| バ | 公 | 遠 | | | 部 | 町 | 1 | , 54 | 2 | 18 | 32 | m^2 | | | | | | | | 2 | 日 | カュ | 5 | 令 | 和 |
| | | | | | 番 | \mathcal{O} | 3 | | | | | | | | | | | | | 6 | 年 | 1 | 月 | 31 | 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ま | で | | | | |
| 上 | 矢 | 部 | 第 | \equiv | 戸 | 塚 | 区 | 上 | 矢 | 別 | 図 | の | と | お | り | 立 | 入 | 禁 | 止 | 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 |
| 公 | 園 | | | | 部 | 町 | 2 | , 18 | 9 | 60 |)9 | m^2 | | | | | | | | 2 | 日 | カュ | 5 | 令 | 和 |
| | | | | | 番 | \mathcal{O} | 1 | | | | | | | | | | | | | 6 | 年 | 1 | 月 | 31 | 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ま | で | | | | |

別図(省略)

横浜市公告第 561 号

横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部を次のとおり事業予定地として指定する。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年9月25日

- 1 都市計画施設の種類及び名称
 - 横浜国際港都建設計画道路
 - 3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線 (二ツ 橋 地区)
- 2 指定に係る土地の区域
 - 瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の6

横浜市公告第 562 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和5年9月25日

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域 瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称 横浜国際港都建設計画道路3・3・11号環状3号線(ニツ橋地区)

横浜市公告第 563 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和5年9月25日

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域 瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称 横浜国際港都建設計画道路3・3・11号環状3号線(ニツ橋地区)

横浜市公告第 564 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法(昭和25年法律第201 号)第70条第1項の規定に基づき、ジェネヒルあざみ野B地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和5年9月25日

- 1 縦覧期間
 - 令和5年9月25日から令和5年10月25日まで
- 2 縦覧場所
 - 中区本町 6 丁目 50番地の10
 - 横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
 - 午前9時から午後5時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
 - 令和5年11月9日午前9時00分
- 5 公開による意見の聴取の場所
 - 青葉区市ケ尾町31番地の4
 - 横浜市青葉区役所4階 405 会議室

横浜市公告第 565 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
 - 令和5年7月13日第2023 開 901 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

泉区和泉中央南五丁目2番6号

弥生建設株式会社

代表取締役 土 屋 啓 一

3 開発区域に含まれる地域の名称

磯子区久木町 221 番の1の一部及び 221 番の15

横浜市公告第 566 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 指定番号
 - 第 2023 9 2 号
- 2 指定年月日
 - 令和5年9月13日
- 3 道路の幅員
 - 4.50 m
- 4 道路の延長
 - 6. 15 m
- 5 指定の場所

磯子区滝頭一丁目 702 番の21、 702 番の24、 702 番の30及び70

- 3 番の22
- 6 申請者の氏名

株式会社サンライフ

代表取締役 太 田 武 晴

区告示

西区告示第3号(令和5年9月11日揭示済)

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、東久保町東睦会から次のとおり変更した旨の届出があった

令和5年9月11日

横浜市西区長 菊 地 健 次

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-------------|-------------|
| 代表者の氏名 | 後 藤 伊四郎 | 佐 藤 和 広 |
| 及び住所 | 西区東久保町40番13 | 西区東久保町35番13 |
| | 号 | 号 |

西区告示第4号(令和5年9月13日揭示済)

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、西戸部二丁目第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年9月13日

横浜市西区長 菊 地 健 次

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-----------|-----------|
| 代表者の氏名 | 稲 葉 髙 久 | 西 田 千寿子 |
| 及び住所 | 西区西戸部町2丁目 | 西区西戸部町2丁目 |
| | 243 番 地 3 | 250 番 地 |

磯子区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、京急杉田自治会から次のとおり変更した旨の届出があった

令和5年9月25日

| 棤 | 浜 | 市 | 磯 | 子 | 区 | 长 | 関 | 森 | 雅 | ナ |
|------|-----|-----|-----|---|----------|----|------|-----|--------------------|----|
| 1754 | 127 | 113 | H/X | 1 | <u>~</u> | 11 | 1751 | 121 | - 1 μ _ν | ~_ |

| 変更した事項 | 変更前 | 変 更 後 |
|--------|-----------|------------|
| 代表者の氏名 | 西 尾 学 | 宮 部 博 史 |
| 及び住所 | 磯子区杉田九丁目6 | 磯子区杉田九丁目25 |
| | 番 1 号 | 番 9 号 |

区公告

金沢区公告第 103 号 (令和5年9月12日掲示済)

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和5年9月12日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

| 自 | 動 | 車 | 臨 | 時 | 運 | 行 | 失 効 年 月 日 | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|
| 許 | 可 | 番 | 号 | 標 | 番 | 号 | | | | | | | | |
| 横 | | | | | | | 令 | 和 | 5 | 年 | 4 | 月 | 8 | 日 |
| | 35 | _ | 69 | | | | | | | | | | | |
| 浜 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 横 | 浜 | | | | | | | | | | |

水道局

水道局告示第4号

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定(昭和58年4月水道局告示第1号)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月25日

横浜市水道事業管理者 水道局長 山 岡 秀 -

表 中

 株式会社東日本銀行
 同

 株式会社群馬銀行
 全国

を 「

| 株式会社東日本 | 本 銀 行 | 全 国 |
|---------|-------|-----|
| 株式会社群馬翁 | 银 行 | 同 |

に改める。

33

交通局

横浜市高速鉄道障がい者用ICカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者 交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第13号

横浜市高速鉄道障がい者用ICカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程

(横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程の一部改正)

第 1 条 横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程(令和 5 年 3 月交通局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。 第 12 条第 6 号中「、性別又は電話番号」を「又は性別」に改め

る。 (横浜市高速鉄道乗車規程の一部改正)

第2条 横浜市高速鉄道乗車規程(平成27年3月交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(手回り品)

第8条 旅客が手回り品として車内に持ち込むことのできる物品 等については、施行規程第 100 条に定めるところによる。

第9条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「第1項」の次に「各号」を加える。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第14号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第 1 条 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和27年12月交通局規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表2中40の項及び83の項を削る。

(横浜市乗合自動車障がい者用ICカード取扱規程の一部改正) 第2条 横浜市乗合自動車障がい者用ICカード取扱規程(令和5年3月交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい者用ICSFカードを購入し、又は使用した場合
- 第25条第1項第6号を次のように改める。
 - (6) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい 者用IC 定期乗車券を購入し、又は使用した場合
- 第37条第1項第6号を次のように改める。
 - (6) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい者用IC企画乗車券を購入し、又は使用した場合
 附 則
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第15号

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程 (平成27年4月交通局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 特殊車両割増料金は、条例第2条第2項に定める額の範囲内で前条により計算した運賃の額に設備や購入価格等を勘案した割増率を乗じて計算する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条第1項)

| 運賃の種類 | 運 賃 | の額(税 | 抜) |
|------------------|------|--------|--------|
| | 車 種 | 上限額 | 下限額 |
| 時間制運賃 1 車1時間につ | | 円 | 円 |
| き | 大型車 | 7, 680 | 6, 580 |
| | 中型車 | 6, 480 | 5, 560 |
| | 小型車 | 5, 560 | 4, 770 |
| キロ制運賃 1 車 1 キロメー | 大型車 | 170 | 160 |
| トルにつき | 中型 車 | 150 | 140 |
| | 小型車 | 120 | 120 |

別表第2(第2条第2項)

| 双 | |
|---------------------|---------------|
| 料金の種類 | 料金の額(税抜) |
| | 上限額 下限額 |
| 交替運転 時間制料金 1 車 1 時間 | 円 円 |
| 者配置料につき | 3, 080 2, 430 |
| 金キロ制料金1車1キロ | 40 40 |
| メートルに | |
| つき | |
| 深夜早朝運行料金 | 時間制運賃及び交替運 |
| | 転者配置料金(時間制 |
| | 料金に限る。)の額を |
| | 合計した額の2割 |
| 特殊車両割増料金 | 運賃の5割 設備や購入 |
| | 価格等を勘 |
| | 案した割増 |
| | 率 |

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金について適用し、同日前に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金については、なお従前の例による。

交通局告示第7号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統(平成24年3月交通局告示第8号)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者 交通局長 三 村 庄 -

1 普通系統の表83を削り、同表ベイサイドブルーの項中、

| ベイ | ア | 横浜駅前~山下ふ | パシフィコ | 5.950 往 | 路のみ |
|----|---|----------|-------|---------|-----|
| サイ | | 頭 | 横浜 | | |
| ドブ | イ | 山下ふ頭~横浜駅 | パシフィコ | 6.450 復 | 路のみ |
| ルー | | 改札口前 | 横 浜 | | |

を 「

ベイア
サイ
頭横浜駅前~山下ふ パシフィコ 5.950
横浜往路のみ
横浜ドブイ
ルー山下ふ頭~横浜駅 ハンマーへ 7.120
ッド復路のみ
でれ口前

に改める。

交通局告示第8号

横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統の一部改正

横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統(令和3年3月交通局告示第7号)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者 交通局長 三 村 庄 一

1 運転系統の表を次のように改める。

| | の衣を外の。 | よりに以める。 | |
|---|-----------------------------------|--|---|
| 系統番号 | 区間 | 経 由 地 | 系統長 適用 (単位キ ロメート ル) |
| 271 \mathred{\matrod{\mathred{\matrod{\matrod{\mathred{\matrod{\matrod{\matrod{\matrod{\mitrid{\matrod{\matrod{\matrod{\matrod{\mitrid{\matrod{\matrod{\mitrid{\mitrid{\matrod{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mirdde{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mitrid{\mirdde{\mi | 桜木町駅前~桜木町駅前 | 赤 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 10.630 一方循環 |
| 1 | 桜木町駅前~桜木町駅前 | 赤 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 11.090 一方循環 |
| Ď | 桜木町駅前 (市役所口) ~ ハッド ーヘッド | 馬車道駅前、 万国橋・ワー ルドポーター ズ前 | 往 1.780 復 1.750 |
| 工 | 桜木町駅前~ハッド | 馬車道駅前、万国橋・ワールボ前 | 往 1.580 復 1.550 |
| 才 | 桜木町駅前 (市役所口) ~~ッド | 馬万ルズが前ワタールズドポーターズ | 2.280 往路のみ |
| カ | 桜木町駅前 〜ハンマー ヘッド | 馬車道駅・カールズがボークールズドボークールズ | 2.080 往路のみ |

交通局告示第9号

地域限定共通1日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通1日乗車券の発売(令和2年7月交通局告示第10号)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月25日

横浜市交通事業管理者交通局長三村庄一

第4項第3号ただし書を次のように改める。

ただし、発売日当日、前日又は前々日に、東海道・山陽・九州新幹線のネット予約サービス(東海旅会社が東海道・山陽・九州旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が東海道制ネートのおり、大路は下る会員制なステののまり、大路は下かり、カードの会員がインターネットで予約を別してある。)の会員がインターネットで予約を別しておりるのの会員がインターネットが新雑級の各駅から東東市 新幹線の各駅、山陽新幹線の各駅及び九州新幹線の条駅市 道新幹線の新横浜駅まで乗車した旅客に、新横浜駅までの乗車1 回につき本乗車券を2枚まで発売する。

別表 1 の 2 乗合自動車の表 200 及び 271 の項中

| 200 | 横浜駅前→(パシフィコ横浜、片方向のみ |
|-----|---------------------|
| | カップヌードルパーク・ハンマ |
| | ーヘッド入口)→山下ふ頭 |
| | 山下ふ頭→(中華街入口、赤レ片方向のみ |
| | ンガ倉庫前、パシフィコ横浜) |
| | → 横浜駅改札口前 |
| 271 | 桜木町駅前~(赤レンガ倉庫・全区間 |
| | マリン&ウォーク、中華街、赤 |
| | レンガ倉庫前)~桜木町駅前 |

を 「

Γ

| 200 | 横浜駅前→(パシフィコ横浜、 片方向のみ |
|-----|----------------------|
| | カップヌードルパーク・ハンマ |
| | ーヘッド入口)→山下ふ頭 |
| | 山下ふ頭→(中華街入口、赤レ片方向のみ |
| | ンガ倉庫前、ハンマーヘッド、 |
| | パシフィコ横浜) →横浜駅改札 |
| | 口前 |
| 271 | 桜木町駅前~(赤レンガ倉庫・全区間 |
| | マリン&ウォーク、中華街、赤 |
| | レンガ倉庫前)~桜木町駅前 |

J

| 桜 | 木 | 町 | 駅 | 前 | (| 市 | 役 | 所 | П |) | \sim | (| ワ | 往 | 復 |
|---------------|---|---|---|---|---|---------------|---|---|--------|---|--------|---|---------------|---|---|
| $\overline{}$ | ル | ド | ポ | _ | タ | $\overline{}$ | ズ |) | \sim | ハ | ン | 7 | $\overline{}$ | | |
| ^ | ツ | K | | | | | | | | | | | | | |

に改める。

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第1号

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の

一部改正

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定(平成17年4月病院経営局告示第4号)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月25日

横浜市病院事業管理者病院経営本部長 鈴 木 宏 昌

表 中

株式会社東日本銀行 同

を「

株式会社東日本銀行 全国

に改める。